



【中泊町分娩取扱施設アクセス支援事業】

R7年4月1日より遠方の分娩取扱施設までの移動にかかる交通費や宿泊費の一部を助成します。

この事業は遠方の分娩取扱施設までの移動にかかる交通費や宿泊費の一部を助成するものです。妊婦の経済的負担を少しでも減らし、安心して出産を迎えられるよう支援していくことを目的としますので、ぜひ利用ください。

《対象者》 中泊町に住所がある方で次のいずれかに該当する方

- 住所地（里帰り先を含む）から最寄りの分娩取扱施設まで概ね60以上の移動を要する妊婦
- 周産期母子医療センターで分娩をする妊婦であって、概ね60分以上の移動を要する妊婦

《助成額》

区分		積算方法
交通費	タクシー	実費額の8割
	自家用車・公共交通機関	中泊町職員等の旅費に関する条例に基づき算出した額の8割
宿泊費		実費額から2,000円を控除した額

※宿泊施設は住所地から最も近い分娩取扱施設の近隣の宿泊施設とし、入院までの前泊分とし14泊を上限とします。

《申請の方法》

次の1から6の書類を揃えて町民課健康推進係に申請してください。

- 1 中泊町妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金申請書（様式第1号）
- 2 中泊町妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業助成金交付申請書（様式第2号）
- 3 母子健康手帳の写し
- 4 交通費にかかる領収書（有料道路・タクシー利用時）
- 5 宿泊費にかかる領収書
- 6 振込先がわかる通帳の写し

《申請期限》

費用を負担した日の同年度末まで